

長崎県指定障害福祉サービス事業所等関係法人代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について（通知）

日頃から本県の障害福祉行政の推進にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算を算定にあたっては、年度ごとに届出が必要となりますので、令和6年度に加算を算定される場合は、下記により関係書類をご提出ください。

また、令和6年度福祉・介護職員報酬改定において、令和6年6月から、「福祉・介護職員処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等ベースアップ加算」が一本化される制度改正が行われておりますので、事務処理手順等については、別添の令和6年3月26日付け厚生労働省通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」をご参照いただきますようお願いいたします。

また、届出に係る通知書、提出書類の様式、参考資料を県ホームページに掲載しておりますので、併せてご確認ください。

記

1. 提出書類 別紙参照

2. 提出期限 処遇改善計画書 令和6年4月15日（月）

体制届出 令和6年4月15日（月）

※加算の区分が変わる場合及び新規に加算を算定する場合に提出が必要です。
基本的には、令和6年4月15日（月）までに計画書と併せてご提出をお願いします。

※ただし、令和6年6月14日（金）までは変更を受け付けます。

※加算を算定するすべての事業所について提出が必要です。

4. 提出方法 郵送によりご提出ください。

5. 提出先 〒850-8570

長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県障害福祉課自立就労支援班 あて

6. 留意事項 別紙参照

※制度改正に伴い厚生労働省コールセンターが設置されています。

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

（参考：県ホームページ）

トップページ（組織で探す） > 福祉保健部 > 障害福祉課 > お知らせ(事業者用) > 各種調査 > 令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
長崎県障害福祉課自立就労支援班
TEL:095-895-2455 FAX:095-823-5082